

実 施 要 領

1 業 務 名 市営浄化槽維持管理業務7-4(単価契約)

2 委託場所 安芸区ほか

3 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 入札に付する工種及び他の工種の契約単価の決定

(1) 入札に付する工種は、本業務の主たる工種である「保守点検 昼間(1-1号工種)」とする。

この工種を対象に、1回当たりの単価について入札後資格確認型一般競争入札の方法により入札を実施し、落札者を決定する。

(2) 他の工種については、落札した「保守点検 昼間(1-1号工種)」の単価(消費税及び地方消費税相当額を除く。)と設計金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の比率(少数第6位以下切捨て)を他の工種の設計単価に乗じて算出し(1円未満切捨て)、100分の10に相当する額(1銭未満切捨て)を加算した金額をもって契約単価とする。

なお、区分は契約書別表の区分単価表のとおりとする。

5 契約保証金

予定総額(消費税及び地方消費税相当額を含む)の100分の10以上。

ただし、広島市契約規則第31条第1号又は3号に該当する場合は、免除する。

6 設計書の数量について

設計書に記載している各工種の数量は、見込数量であり、契約締結後の実施数量を保証するものではない。

市営浄化槽維持管理業務仕様書

1. 業務名

市営浄化槽維持管理業務 7－4（単価契約）

2. 業務場所

安芸区ほか

（ただし、安芸区全域並びに東区の福田町、福田一丁目～福田八丁目、馬木町、馬木一丁目～馬木九丁目、温品町、温品一丁目～温品八丁目及び上温品一丁目～上温品四丁目に限る。）

3. 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

4. 業務目的

本業務は、浄化槽法その他関係法令に基づき、市営浄化槽の保守点検及び清掃を行うことにより当該施設を正常な状態に維持し、適正な放流水の水質を確保することを目的とする。

5. 業務内容

本業務の履行に当たっては、本市調査職員が指示する市営浄化槽管理施設表において以下の業務を実施すること。

（1）保守点検業務

ア 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 5 9 年厚生省令第十七号。以下「規則」という。）第 2 条に規定される保守点検の技術上の基準及び小型合併処理浄化槽維持管理ガイドラインと各浄化槽メーカーの維持管理要領書に基づき実施すること。

イ 保守点検回数については、規則第 6 条に規定される回数とし、規定回数を超えて保守点検を実施する場合には発注者の承認を受けること。

ウ 殺虫プレートの取付けは、保守点検の際に必要な場合に限り、実施することとし、実施する場合には発注者の承認を受けること。

エ ブロワ臨時点検は、ブロワが故障した際に、臨時で代替りのブロワを設置する作業とし、発注者の指示により実施すること。

（2）清掃及び汚泥搬出業務

ア 規則第 3 条に規定される清掃の技術上の基準及び小型合併処理浄化槽維持管理ガイドラインと各浄化槽メーカーの維持管理要領書に基づき実施すること。

イ 清掃回数については、浄化槽法第 1 0 条に規定する回数とし、規定回数を超えて清掃を実施する場合には発注者の承認を受けること。

ウ 作業に伴って発生する汚泥は「安芸衛生センター」へ搬出すること。

エ 汚泥の搬出は安芸地区衛生施設管理組合の許可車両を使用し、安芸衛生センターに搬入する際は、浄化槽清掃記録表を提示して係員の検査を受けて投入すること。

オ 作業に当たっては、汚泥の飛散・悪臭・騒音等が極力発生しないよう配慮し、作業後の片付け及び清掃は十分に行うこと。

カ 運搬に当たっては道路交通法等を遵守し、安全運転を行うこと。

6 業務の実施に当たっての留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法その他関係法令に基づいて行うこと。
- (2) 業務を行う者は、法令により定められた業務を行う資格を有する者とする。
- (3) 業務の履行に際しては、予め発注者と事前に協議して、業務の日時、作業方法等の詳細について定めるものとする。
- (4) 業務の実施に当たっては、危険防止に必要な措置を講じ、事故発生の防止に努めること。

7 提出書類及び報告書

受注者は次に掲げるものを提出し、発注者の承認を得なければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 現場責任者及び従業員名簿
- (3) 前項(2)の資格を証する書類の写し
- (4) 緊急連絡表
- (5) 設計図書において指定された材料(消毒薬品、殺虫プレート)について、見本または品質を証明する資料
- (6) 広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書
 - ア 委託業務実施計画書は年間計画書とし、年間計画書は契約締結後速やかに提出すること。
 - イ 委託業務実施計画書には、各施設ごとに業務に従事する担当者の氏名を記載すること。
- (7) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務報告書
 - ア 委託業務報告書は月間報告書とし、翌月の10日(ただし、3月分については、3月31日)までに提出すること。
 - イ 委託業務報告書には規則第5条第2項による保守点検記録表及び清掃記録表を添付し、また、その履行を確認できる写真を添付すること。
- (8) 故障・事故・補修作業等報告書(その都度)
- (9) その他業務の実施にあたり、発注者が必要と認めるもの。

なお、(1)～(3)は契約後速やかに提出するものとする。
また、提出書類に変更及び追加が生じた場合は、速やかに変更届を提出するものとする。

8. 緊急事態の措置

受注者は、浄化槽設備その他に故障もしくは異常が生じた場合は、必要な対応方法とともに速やかに発注者に報告し、発注者の指示を受けなければならない。

9. その他

本仕様書に明記してない事項、または、疑義のある事項については、発注者・受注者協議してこれを定めるものとする。

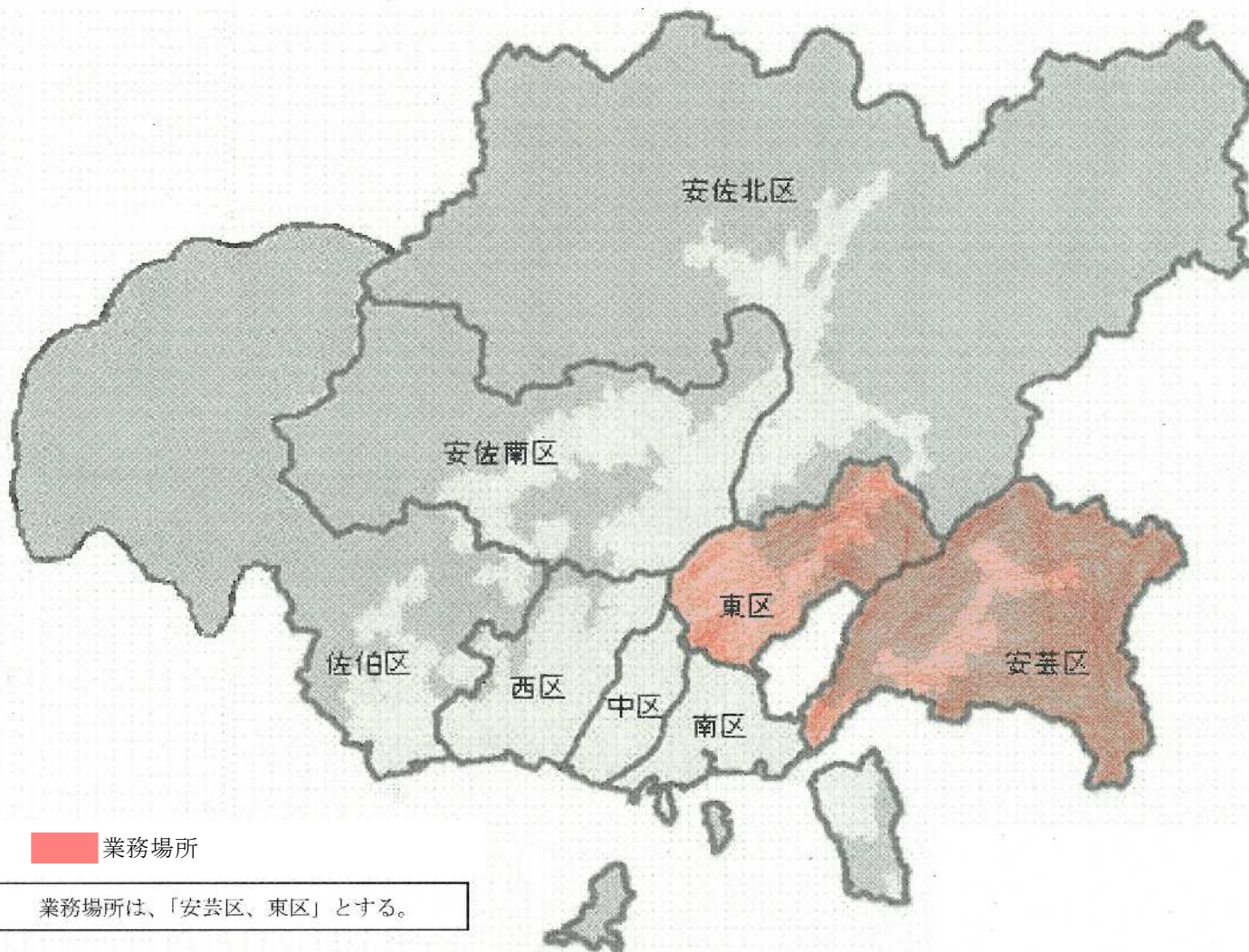
条 件 明 示

1. 本業務で発生する汚泥は、『安芸衛生センター』（安芸郡坂町1322番地の11）へ搬出し、片道運搬距離は、下表を見込むものとする。

区	町	片道運搬距離
安芸区	中野・畑賀町方面	12.7 k m
	阿戸町方面	21.4 k m
	瀬野町・上瀬野町方面	19.0 k m
東区	福田・馬木・温品方面	21.5 k m

なお、契約期間中において、「新たな『汚泥の搬出施設』が追加され、経済比較の結果、当該施設へ搬出する方が安価となる場合」や「やむを得ない事情等により上記の施設に搬出できない場合」にこれ以外の施設へ搬出する場合は、発注者・受注者協議のうえ、必要に応じ適切に設計変更する。

位 置 図



業務場所

業務場所は、「安芸区、東区」とする。